

○総務省告示第五百三十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

第一項の表を次のように改める。

周 波 数	指 定 周 波 数 帯
2,448.875MHz z	2,427MHz z から2,470.75MHz z まで

第二項の表中

433.92MHz z	433.67MHz z から434.17MHz z まで
954.8MHz z	952MHz z から957.6MHz z まで

を

433.92MHz z	433.67MHz z から434.17MHz z まで
-------------	------------------------------

に改める。

第四項を削り、第五項を第四項とする。

